表構造設備及び人員の配置その他必要な事項の項第三号ハ中(9)を(11)とし、(5)から(8)までを(7)から(10)までとし、同号ハ(4)中「この(4)」を「この(6)」に改め、同号ハ中(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　総合入院体制加算1から3までのいずれかを算定している病院にあっては、総合入院体制加算1から3までのいずれかの別

(5)　体制強化加算1又は2を算定している病院にあっては、その旨

表構造設備及び人員の配置その他必要な事項の項第三号中「及び(2)を除く」を「、(2)及び(5)を除く」に改める。

表入院患者に提供する医療の内容の項第五号ホを削り、同項第六号に次のように加える。

ヨ　認知症ケア加算1及び2の算定件数

タ　精神疾患診療体制加算1及び2の算定件数

レ　救命救急入院料の加算（医科点数表の区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料の注2に規定する加算をいう。）の算定件数

表入院患者に提供する医療の内容の項第八号へ及びトを削り、同号中チをヘとし、リからカまでをトからヲまでとし、同号ヨ中「カの」を「ヲの」に改め、同号中ヨをワとし、タを力とし、「力から夕」を「ヲから力」に改め、同項第九号イ中「退院調整加算」を「退院支援加算」に改め、同号ハ及びニを削り、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　地域連携診療計画加算（医科点数表の区分番号Ａ２４６に掲げる退院支援加算の注4に規定する加算をいう。）の算定件数

表入院患者に提供する医療の内容の項第九号中ホをニとし、へからチまでをホからトまでとし、同項第十一号ヘを削り、同号中トをヘとし、チからルまでをトからヌまでとし、同号ヲ中「ルの」を「ヌの」に、「ワに」を「ヲに」に改め、同号中ヲをルとし、同号ワ中「ルの」を「ヌの」に改め、同号中ワをヲとし、同号に次のように加える。

ワ　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、基本診療料の施設基準等別表第九の三に規定するリハビリテーションの提供実績を相当程度有するとともに、効果に係る相当程度の実績が認められない場合に係る状況

表入院患者に提供する医療の内容の項に次のように加える。

十五　医科歯科の連携状況	病棟
イ　歯科医師連携加算の算定件数	
ロ　周術期口腔機能管理後手術加算の算定件数	
ハ　周術期口腔機能管理料(Ⅱ)及び(Ⅲ)の算定件数	

附則を削る。

○厚生労働省告示第三百五十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

1の生物学的製剤の表ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリンの項中「10mL」の下に「、25mL」を加える。

○農林水産省告示第千八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十六日　農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町志津山字村裏五六三から五六七まで、五六八の一、字村東五八八から五九一まで、五九三、谷汲深坂字善光山尻二五四五、二五五〇の二、二五七六の五、字栗屋洞二七〇九、字仁堂山二七一一から二七一四まで、二七一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

志津山字村裏五六三・五六五・五六七・五六八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五六四、五六六、字村東五八八から五九一まで・五九三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、谷汲深坂字善光山尻二五四五、二五五〇の二、二五七六の五、字栗屋洞二七〇九、字仁堂山二七一一から二七一四まで、二七一七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十六日　農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県可児郡御嵩町古屋敷字大王寺三九三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十六日　農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町東津汲字岡山八九九の一、九〇〇の四、九〇一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十六日　農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯字かう島八〇八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）